



日の出団地建築協定の地区計画移行について

Q 日の出団地建築協定は昭和

48年の成立後、団地の町並みや美観に大きな貢献をしてきた。しかし、成立から半世紀がたち様々な問題が生じている。

協定の地区計画移行については、令和2年10月、建築協定運営委員会が、時間がかかることを事前に告知した上で住民意見の調査（投票）を行い、97%の賛成を得た。しかしその後、団地は深刻な分断に見舞われた。このことに関して、町長は令和5年12月議会で「地元議員3人共々話は聞いてきたつもり」と発言した。しかし実際には、当該の3人の行為は団地住民に大きな影響を及ぼしたので、町長に説明を求める。

（a）住民の意思に反して連名で地区計画移行に反対する要望書を町に提出した目的。



日の出団地の家並み越しの都心方面

（副町長） A

（b）その際、建築協定運営委員会に協議申し入れ等をせずに行った目的。
（c）町の回答書を建築協定運営委員の一部のみに渡した目的。

町長の議員時代の一議員に帰属する行為に対する質問なので、町長として町長個人が答えるわけにはいかない。また「建築協定廃止」という観点からは住民の意思表示として尊重するが、あくまで民間間の意思表示なので町の判断材料にはしない。



町内における残土の状況について

Q 玉の内地区の第2・4工区

現場で9月議会以降の現場の変化及び内容と、各現場の問題解決に向けた動きがあるか。

（課長） A

玉の内地区の現場は関連4課が連携し、火・木に残土パトロールを継続実施。長井地区の太陽光発電施設は建設課が必要に応じて現場確認をしている。

第2・3工区の現場は特に大きな変化はないが、現場代理人より東京都多摩環境事務所には正工事のための造成計画の変更を申し出ており、現在は多摩環境事務所と現場代理人との間で協議を進めているとのこと。

次に第4工区は8月30日に多摩環境事務所から8月下旬のゲリラ豪雨や台風などにより、大規模な土砂崩れが発生したため、事業者に対し適切な指導をするとの連絡があった。第4工区の



土砂崩れの規模は、現場の下を通る町道玉の内9号線上に、幅約4m、高さ約3m、延長約60mにわたって土砂が崩れ道路上の土砂の量は約720㎡と推測される。町では9月28日付で多摩環境事務所に対し、不適正盛土現場の改善について実効性のある対応をするよう求めるとともに今後事業者に対しどのように対応していくのか要請した。